

3) 車線規制 (標識設置区間が登坂車線にかかる場合) の作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.02.27

	内 容	留 意 事 項
準備工	・規制箇所の確認 ・作業打合せ(KV活動) ・保安員・車両・保具・発炎筒等の資材の確認(規制責任者の選任) ・使用機材・器具の点検、稼働の確認 ・積み荷の確認 ・業務用プレート確認 ・出入口の位置確認・誘導員配置・出入り打合せ	・規制測 ・作業分担・配置の確認 ・安全打合せ(書による) ・運行前点検・持ち込み点検等による(工事用車両の表示) ・積み荷確認書による ・運行前点検による ・作業別安全チェックリスト ・事前に関位配置を確認する ・車両の点検結果報告
	作業開始 規制連絡 規制材設置	・規制予定経路番号確認・会社(発注者)への規制連絡 ・貴障車による一般車への注意喚起(緑色の悪い場合は保安員の増員) ・規制車の表示【規制設置中】作業員【注意】とする。(手動制御時は 作業中) ・中分・両側同時に規制設置・撤去作業禁止 ・非常駐車帯の点検の確認 ・撤去の位置(直し、固定装置等運転手に降車の必要がない場合を除く) ・駐車帯、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のハンドル切りを行う。 ・一般通行車両との車間距離300m以上(誘導員の配置、無難車の検討) ・2名以上の横断での誘導作業を行う。 ・標識の強度の固定及び転倒防止用ゴム(8mm以上)の設置 ・ガードレール設置時は、左側倒し設置 ・矢印板の固定及び白線より出さない位置での設置
テーパー部設置	・テーパー手前300m~100m(緑線)に応じて適宜安全と思える場所(発炎筒を数本使用し仮テーパーを設置する。 保安員1、作業員1) (3本以上で車線の半分程度まで絞る) ・仮テーパーの発炎筒は保安員の監視の下、作業員が設置する。 ※追越規制の場合 仮テーパーが設置できたら非待機している車両を台間時に誘導し、仮テーパー内へ進入させる。 (誘導は誘導・中分の見通しの良い方の作業員が行う) ・テーパー開始K/P直上に矢印板を2枚増設する。(20mビッチ) ・300m区間20m間隔で設置し、はじめ4枚は、誘導員1設置し、残り3枚で車線を片側にする ・テーパー設置時は、監視員を1名を配置し一般通行車両の監視を行う。 ・個転灯を1枚目・コーリール30m丈部・コーリール30m標識車を配置する ・ピカピカを4枚目及び1枚目より1枚目目設置する。 ・ヒカピカ及びヒカピカ設置中看板を設置する。 ・標識車配置後、手書き表示を工事中のバーンに変更する。	・緑線に応じて保安員の増員及び発炎筒を複数設置し注意喚起する。 ・発炎筒仮テーパー設置後、矢印板テーパーを設置する。設置時は、保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせる場所になる。 ・保安員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険なくは作業員に知らせる。 ・転がり防止付き発炎筒を使用する。また、転がり防止が機能しない火災予防であるか確認を行う。 ・発炎筒での火災・火災注意。 ・発炎筒の消火は消火ポットを使用する。 ・保安員は発炎筒の積火確認を行い火災予防する。 ・ 追越規制の場合仮テーパー設置後、矢印板を安全の、設置する余裕がある場合は事前に設置する。 ・追越帯へ進入し台間の方法及び機軸。 ・横断時の横断の確認。 ・2名での横断作業。 ・矢印板は、専用ウエイ及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・(ロープで防護壁支柱等に固定可能な矢印板は、土蓋は設置しなくても良い) ・個転灯・安全左側の転倒防止処置及び標識車のハンドルの停止の確認。 ・両台の整理整頓 ・看板等の転倒防止処置 ・矢印板は、専用ウエイ及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・横断方向のロープ設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置 ・解除機軸の真横方向でラバコン設置を終了する事 ・車両の駐車時の止めムド及び確認 ・工事車両のうちでテーパー側に一旦は止る車両の個転灯点灯確認
	ラバコン設置	・ラバコンを20m間隔に設置する。(作業ヤードは密に設置する) ・テーパー部より20m程度の位置にアーセコン等・工事内容看板設置 ・規制解除位置にありかつ正確な位置にアーセコン等・工事内容看板を設置する。 ・規制区間が長い場合は、500mごとに矢印板・50区間機軸を設置し、速度可変機軸は、目隠しをする。 ・V字型のラバコンは通行側が山側となるよう設置する事 ・交通監視員はテーパー手前約10m後方でテーパー監視し、異常があれば是正する ・交通取締等がある場合は、工事用車両出入口の看板を設置し、グリーンキャップ3枚設置し、工事車両が分かるようにする ・工事車両出入口、車両の横はラバコンを密に並べて、不必要に流出できないようにする。 ・工事用車両は直進で流出させる。(必ず誘導を実施する) ・直進で流出できない場合は、誘導員を配置しその誘導員に呼び戻す。 ・解除機軸・ありかつ看板を倒し、規制材車に誘導 ・規制材車を後退したらラバコンを積みこむ ・同時に中間矢板・50区間機軸・アーセコン等・看板等を撤収する。 ・可変機軸目隠しカバーを撤収する。
交通監視・交通誘導 工事用車両の流出方法	・解除機軸・ありかつ看板を倒し、規制材車に誘導 ・規制材車を後退したらラバコンを積みこむ ・同時に中間矢板・50区間機軸・アーセコン等・看板等を撤収する。 ・可変機軸目隠しカバーを撤収する。	・両台の整理整頓 ・矢印板は、専用ウエイ及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・(ロープで防護壁支柱等に固定可能な矢印板は、土蓋は設置しなくても良い) ・個転灯・安全左側の転倒防止処置及び標識車のハンドルの停止の確認。 ・両台の整理整頓 ・看板等の転倒防止処置 ・矢印板は、専用ウエイ及び土蓋を取付け、転倒防止する。 ・横断方向のロープ設置位置及びラバコンの向きを一定方向に設置 ・解除機軸の真横方向でラバコン設置を終了する事 ・車両の駐車時の止めムド及び確認 ・工事車両のうちでテーパー側に一旦は止る車両の個転灯点灯確認 ・監視員は誘導側で実施
ラバコン解除	・矢印板を機材車の後退させながら標識車の手前まで撤収する ・機材車を後退する非常駐車帯に駐車する ・交通監視員はテーパー解除作業前に監視箇所よりテーパー先端に移動し、発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する ・標識車を後退させながら、矢印等を撤収する ・交通監視員はテーパー手前100mに移動して発炎筒を使用し仮テーパーをつくり ・発炎筒・旗等により一般車に注意喚起する (3本以上で車線の半分程度まで絞る) ・登坂車線規制を実施している場合は、同時解除する。 ・テーパー撤収時は、監視員を一名を配置し一般通行車両の監視を行う。 ・作業員は矢印板・発炎筒を使用し仮テーパーの設置を行う。本テーパーの矢印板を撤去し規制材は直進で規制内から流出する。(誘導員の合図で待つ) 標識車は誘導員の合図で非待機に移動するか直進で戻すを行う。仮テーパーの矢印板は作業員が非待機まで移動させる。 ・機材車と標識車に全員乗り込み、規制材回収の為、規制材設置開始位置まで回送する。 ・到着後、保安員を配置し、非常駐車帯にて規制材を先端から回収する。 ・駐車帯毎移動はロープのみで固定し、固定のメソッドはシート掛けを行行際は必ず保安員を配置して行う。 ・積みこみ終了後ロープ・シート等で脱線発生を行い、規制解除連絡を管制室に非電電話より連絡する。 ・非常駐車帯に駐車出来る車両は2台までとし、3m以上の間隔を空けて駐車し、極力車両間には立入らない。 ・非常駐車帯からの流出は一回に一台まで必ず誘導員の合図により行う。 ・誘導員は誘導員の安全な場所に位置し誘導するが、誘導距離が取れない時は中央分離帯部の防護柵からの誘導でも良い ・本線移動時の作業員、保安員は助手席やライトインに乗車する。(両台の乗車禁止)	・後退規制帯 ・緑線が悪ければ保安員増員及び発炎筒の複数使用 ・転がり防止付き発炎筒を使用する。また、転がり防止が機能しない火災予防であるか確認を行う。 ・発炎筒での火災・火災注意。 ・発炎筒の消火は消火ポットを使用する。 ・交通監視員は発炎筒の積火確認を行い火災予防する。 ・仮テーパー設置後矢印板を撤去する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせる場所になる。 ・燃え残りの発炎筒の付けり(現場に留めず持ち帰る) ・追越帯緑線の標識車・機材車の通過費受取の両方及び一般車両確認 ・監視員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険なくは作業員に知らせる。 ・後退規制帯 ・緑線が悪ければ保安員増員及び発炎筒の複数使用 ・転がり防止付き発炎筒を使用する。また、転がり防止が機能しない火災予防であるか確認を行う。 ・発炎筒での火災・火災注意。 ・発炎筒の消火は消火ポットを使用する。 ・交通監視員は発炎筒の積火確認を行い火災予防する。 ・仮テーパー設置後矢印板を撤去する。保安員2名配置し1名は一般車に注意喚起し1名は一般車に注意喚起をしながら、作業員に危険を知らせる場所になる。 ・燃え残りの発炎筒の付けり(現場に留めず持ち帰る) ・追越帯緑線の標識車・機材車の通過費受取の両方及び一般車両確認 ・監視員は一般通行車両に正対し監視を行い、危険なくは作業員に知らせる。
規制材回収	・積み荷の確認 ・荷送り通行側等へは出ないこと。 ・保安員は作業員と連携の取れる安全な位置で保安すること ・規制予定経路番号確認・会社(発注者)への規制連絡 ・撤去の位置(直し、固定装置等運転手に降車の必要がない場合を除く) ・駐車帯、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のハンドル切りを行う。 ・一般通行車両との車間距離300m以上(誘導員の配置、無難車の検討) ・横断時の車間の確認 ・2名での横断作業 ・規制材を2人で挟込む場合は声掛けし重要誘導を認る	・積み荷の確認 ・荷送り通行側等へは出ないこと。 ・保安員は作業員と連携の取れる安全な位置で保安すること ・規制予定経路番号確認・会社(発注者)への規制連絡 ・撤去の位置(直し、固定装置等運転手に降車の必要がない場合を除く) ・駐車帯、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のハンドル切りを行う。 ・一般通行車両との車間距離300m以上(誘導員の配置、無難車の検討) ・横断時の車間の確認 ・2名での横断作業 ・規制材を2人で挟込む場合は声掛けし重要誘導を認る

※注意事項

- ・工事箇所手前にはとまるぞーを設置し(60m手前)、現場が稼働するような場合は前導車を代用して配置する。
- ・規制延長が長い場合には、規制設置・撤去時に適宜作業員の交代を行うこと。
- ・車両移動時の急発進禁止、積み荷完全確認(規制材を2人で挟込む場合は声を掛ける意識確認を認る)
- ・本線移動時の確認不足禁、積み荷完全確認(規制材を2人で挟込む場合は声を掛ける意識確認を認る)
- ・ネットシートにて荷の置き直し
- ・発炎筒の確実使用
 - ・立て看板の防護柵への転倒防止
 - ・一般通行車両との車間距離の確認
- ・規制設置・撤去時 機軸支柱を点検し、劣化したものは直ちに交換する
- ・一人作業の禁止
 - ・**発炎筒をLED発炎筒への積み換えを可能とする。**
 - ・監視員の役割
- ・監視員は回収車の両台の上、運転手後方確認の妨げにならない箇所、一般車に正対し横断にて注意喚起を行うことと併に、作業員の安全監視を行う。
- ・監視員は一般車の不安全運転、障害物や作業員の突発的発車を確認した場合は、速やかに知らせることで運転手・作業員に警告する。
- ・連絡手段は「知らせる」に限らず、他の通信機器(インカム・スマートフォン・警備等)でも可。

作業編成(標準)	員数	資機材
規制責任者	1名	安全靴
作業員	2名	トラック(機材車)・標識車
交通監視員	2名	発炎筒・旗類

安全器具・保護具等

ヘルメット	安全靴
反射(自発光)チョッキ	発炎筒
反射スリーブ	旗類(カマンデー)・警棒
手袋	警笛